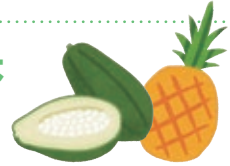




2023年版 「おきなわ食材の店」ガイドブックが完成しました!

「おきなわ食材の店」とは

県産食材を美味しく食べて、楽しく過ごせるお店です。



お店のメニューの半数以上が「地産地消メニュー（料理に使用する食材の半数以上が県産食材）」であるという、県産食材にこだわりを持つ県内の飲食店のことです。

◆「おきなわ食材の店」登録店は402店舗となりました

「おきなわ食材の店」の登録制度は、平成20年度の9店舗からスタートしました。令和4年度は過去最多の88店舗が加わり、現在では402店舗にまで増えました。

ガイドブックでは、県産食材をふんだんに使った自慢のメニューを通して、地産地消に取り組む「おきなわ食材の店」を紹介しています。

朝ごはん、ランチ、ディナー、テイクアウト、何を食べようか迷ったら是非チェックしてください!

◆ガイドブックの配布場所

県内各市町村の観光協会や宿泊施設、直売所等で配布しています。その他、県庁9階の流通・加工推進課でも配布しています。

また、パソコンやスマートフォンからご覧いただける「おきなわ食材の店」ガイドブックの電子版を、おきなわ食材情報サイト「くわっちーおきなわ」に掲載していますので、こちらもご利用ください。



ガイドブック電子版

◆飲食店のみなさまへ

県では、県産食材を積極的に活用した料理の提供を通じて、県民や観光客に県産食材の魅力を発信していただける県内飲食店を「おきなわ食材の店」として、ガイドブック等で紹介しています。

県産食材を使った料理を提供し、その美味しさや魅力を知ってほしい! そのような思いを持った「おきなわ食材の店」の仲間を毎年(1回)募集しています。

「おきなわ食材の店」登録要件

**対象:** 県産食材を積極的に活用し、県内で1年以上営業している飲食店、宿泊施設及び料理品小売店(仕出弁当屋・惣菜屋)等

**基準:** 県産の食材を半数以上使ったメニューを地産地消メニューとした時、年間を通して提供しているメニューの半数以上が地産地消メニューであること。



詳しくは、県農林水産部 流通・加工推進課ホームページをご覧ください。



県HP

問い合わせ

流通・加工推進課

電話:098-866-2255

FAX:098-862-7519

広告

